

議事日程(第2号)

平成29年3月6日 午前10時00分開議

- |       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | 町営路線の認定について                    |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第5号)         |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)   |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)       |

---

本日の会議に付した事件

- |       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | 町営路線の認定について                    |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第5号)         |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)   |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)       |

出席議員（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 児玉 求  | 2番  | 世利 孝志 |
| 3番  | 白水 勝元 | 5番  | 三角 栄重 |
| 6番  | 田ノ上 真 | 7番  | 松山 力弥 |
| 8番  | 猪谷 繁幸 | 9番  | 田原 重美 |
| 10番 | 合屋 伸好 | 11番 | 原野 敏彦 |
| 12番 | 三上 政義 | 13番 | 柴田 真人 |
| 14番 | 今村 桂子 | 15番 | 三角 良人 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

|    |       |    |      |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 吉松 良徳 | 係長 | 白水 誠 |
|----|-------|----|------|

説明のため出席した者の職氏名

|         |        |           |        |
|---------|--------|-----------|--------|
| 町長      | 中嶋 裕史  | 副町長       | 平松 秀一  |
| 教育長     | 安河内 文彦 | 理事（会計管理者） | 今泉 俊裕  |
| 総務課長    | 満行 誠   | まちづくり課長   | 櫻木 幹夫  |
| 都市整備課長  | 安河内 久人 | 地域振興課長    | 安河内 隆  |
| 上下水道課長  | 石井 浩二  | 健康福祉課長    | 小林 はつみ |
| 住民課長    | 梅野 猛   | 税務課長      | 甲能 裕和  |
| 子ども教育課長 | 御手洗 文生 | 社会教育課長    | 川津 政文  |
| 総務課参事   | 平山 幸治  | 総務課課長補佐   | 諸石 豊   |
| 監査委員    | 百田 清二  |           |        |

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 議案第1号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。それでは、議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書は1ページでございます。

人事院勧告に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことから、それに伴い条例の改正を行うものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第8条の2第2項及び4ページの第8条の3第4項中の「規定する要介護者」を「規定する日常生活を営むのに支障がある者」に改め、準用規定であります第4項の条文等を第3項に改めることにより、第2項も準用することにしたものです。

具体的には、第2項の「3歳に満たない子のある職員」を「要介護者のある職員」に読みかえて、その時間外勤務の制限規定を準用するものです。

2ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成29年1月1日から適用するものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第1号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 議案第2号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書5ページでございます。

この議案は、人事院勧告に基づく地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

8ページの新旧対照表をお願いいたします。

第1条では、育児休業法につきまして、育児短時間勤務職員に関する条文を追加するものです。

次に、第2条の2に新たな条文を追加しています。この条文は、育児休業法の承認規定である第2条第1項に基づき、養育里親となっている職員の子に対しても、育児休業をとることができる規定です。第2条の3は、改正前の第2条の2を繰り下げたものです。

第3条については、9ページでございますが、本来、育児休業は、子が3歳に達するまでの間、2回とることはできませんが、この条文に掲げる特別の事情がある場合は、例外とするものです。

改正前の第1号を第1号、2号に分け、第2号に特別養子縁組及び養子縁組が成立しなかった場合のイを追加いたします。第3号以下は、号の繰り下げです。

第10条は、第3条と同じ内容を、育児短時間勤務職員について規定したものです。

10ページでございます。

第18条では、2時間の部分休業をとる時、介護時間を合わせとる場合は、部分休業を2時間からその分を減じるとするものです。

7ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成29年1月1日から適用するものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第2号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第5号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第5号町営路線の認定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第5号町営路線の認定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書13ページでございます。

提案理由につきましては、町営路線網の整備を図るため、町営路線の認定の必要が生じたものでございます。

14ページをお願いいたします。

表に記載のとおりでございます。図面番号1から6までの6路線の認定でございます。6路線の総延長は534.7メートルで、認定理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。

図面番号1につきましては、旧福岡印刷団地組合所有道路の寄附。図面番号2から6につきましては、開発行為による新設された道路の帰属によるものでございます。

路線図は15ページから20ページでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第5号町営路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第4. 議案第6号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）について、議長を除く議員全員によります予算審査特別委員会の報告をいたします。

別冊の歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

今回の補正は、決算見込みによる増減補正及び国の補正に伴う事業費が計上されております。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億6,300万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ91億1,028万2,000円とする。

2項、予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

繰越明許費の補正、第3条、繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正による。

5ページ、第2表地方債補正、1限度額の変更です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額、3億1,000万円を、変更後2億8,809万4,000円に、2,190万6,000円の減額。

アザレア幼児園建設事業債2億2,890万円を2億2,530万円に変更。360万円の減額。

道路改良事業債8,000万円を3,250万円に変更。4,750万円の減額。

合計で7,300万6,000円減額するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

6ページ、第3表繰越明許費の補正、1追加。

2款総務費1項総務管理費、事業名地方公共団体情報システム機構負担金、206万1,000円。

3款民生費2項児童福祉費、保育所等整備事業費補助金6,028万8,000円。

9款消防費1項消防費、福岡県防災行政無線設備再整備事業費負担金353万3,000円で、29年度へ繰り越して実施する3事業6,588万2,000円が設定されています。

7ページ、歳入補正予算の主なもの、6款1項地方消費税交付金は、福岡県からの交付決定通知により5,820万8,000円の減額。

9款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせて1億692万9,000円の減額。

13款1項国庫負担金で児童手当国庫負担金1,300万円の減額。9ページ、2項国庫補助金3億72万9,000円の減額の主なもの、臨時福祉給付金給付事務費、事業費の国庫補助金2億4,977万4,000円の減額と社会資本整備総合交付金5,301万6,000円の減額です。

11ページ、14款2項県補助金1,184万5,000円の減額の主なもの、乳幼児医療費、重度障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、県補助金の減です。

13ページ、16款1項寄附金358万5,000円は、ふるさと応援寄附金の増額です。

17款1項繰入金は、歳出予算の不用額の減額により800万円の減です。

15ページ、20款1項町債の減額は、地方債補正の限度額の変更によるものです。

歳出では、ほとんどの課において、年度末の決算見込みによる予算執行残の減額です。主なものは、2款1項総務管理費は、電算管理費のサーバー再構築業務委託料、ハード保守、ハード使用料の減で1,822万3,000円の減額。

21ページ、3款1項社会福祉費では、歳入の国庫補助金の臨時福祉給付金給付事業費2億4,654万7,000円の減などで、2億9,405万3,000円の減額。

29ページ、4款1項保健衛生費は、予防接種、個別検診、集団検診委託料などの減で2,866万1,000円の減額。31ページ、2項清掃費5,694万5,000円の減額は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金4,694万5,000円。ごみ袋製作費1,000万円の減です。

33ページ、8款2項道路橋梁費は、社会資本整備総合交付金を財源とする町道の改良工事舗装補修工事請負費などの減により1億337万円の減額。35ページ、5項下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が873万7,000円の減です。

9款1項消防費は、粕屋南部消防組合負担金の減により772万3,000円の減額。

10款教育費4,628万7,000円の減額の主なものは、1項教育総務費で少人数指導教員賃金970万円の減。37ページ、2項小学校費エアコン購入費448万2,000円の減。3項中学校費で、中学校ランチサービス業務委託料1,296万3,000円の減。39ページ、須恵中学校校舎外壁改修事業費370万8,000円の減などの減額を積み上げたものです。

基金の状況は、28年度取り崩し予定が5億8,400万円となり、28年度末の見込みは、財政調整基金20億1,512万円と減災基金2億8,334万6,000円を合わせて22億9,846万6,000円となります。

審査内容、質疑として、ふるさと応援寄附金について、(仮称)須恵町多目的広場整備工事に伴う調査設計業務委託料の見積もり根拠について、臨時福祉給付金の減額について、ミニディサービス事業の教材費の減について、重度障害者・ひとり親家庭の個人番号独自利用電算総合運用テストの結果について、乳幼児医療費の減額について、県道35号線の拡張状況について、ごみ袋製作費の減額について、エアコン購入費の入札残について、中学校ランチサービス業務委託料について、保育所等整備事業費補助金について、保育士不足の現状・確保について、会議録調整手数料の増額理由についてなどの質疑が行われました。

討論では、マイナンバー関連の事業が入っていること、保育士確保のために保育士賃金の増額を望むなどの理由により反対するとの反対討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。  
児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 6号議案平成28年度一般会計補正予算について反対討論をいたします。

17ページを見てください。

2款総務費1項総務管理費13目電算管理費19節マイナンバー経費206万1,000円、地方公共団体情報システム機構負担金の支出であります。

マイナンバー制度は町民にとってほとんど利益にはならず、逆に不利益の多い制度であります。最大の狙いは国民の所得・資産を国家が委細漏らさず把握する仕組みを構築することにあります。

日本の納税は自己申告に基づく申告納税が原則ですが、これだけの資産があるのだから税金を納めなさい。また、という賦課課税をできるようにしたい。また、年収は低いけれども資産はあるのだからといった理由をつけて、社会保障の給付の抑制にも使いたいというのが、政府・財界の野望であります。

今後、銀行の預金口座や医療情報にもマイナンバーの利用を広げようとしております。このことは徴税を強化し、社会保障の給付を抑制しようという狙いがあります。

また、警察は刑事事件の捜査、その他政令で定める公益上の必要がある時の例外条項で、少年法、破防法等26項目について、マイナンバーを含む個人情報の取得ができるようになりました。警察への情報提供は本人には知らせず行われます。

2015年6月、日本年金機構より125万件による個人情報の流出。また、東京商工会議所の1万2,000件の会員企業の個人情報の流出等情報漏えい対策が確立できず、責任の所在も明確にならず、非常に危険な制度であり、町民のためにならず中止すべきと思います。

また、25ページを見てください。

3款民生費2項児童福祉費4目アザレア幼児園費7節賃金、臨時保育士幼稚園教諭賃金マイナス550万円。臨時調理員雇賃金マイナス80万円。5目れいんぼ一幼児園費臨時保育士雇賃金マイナス450万円。臨時調理員雇賃金マイナス100万円。両園で1,180万円のマイナスです。執行されておられません。13名採用予定が5名しか採用されておられません。

23ページをまた見てください。ごめんなさい、これは27年度の補正予算であります。アザレア幼児園費臨時調理員雇賃金がマイナス160万円。パート調理員雇賃金が100万円。れいんぼ一幼児園費臨時保育士賃金800万円。両園でマイナス1,060万円。これは両園で5名の採用不足であります。

アザレア幼児園が、昨年9月開園いたしました。先生たちが不足であれば、待機児童となります。採用をふやすためには、正規職を希望される先生には正規職で採用し、役場職員と同等の



待遇を、また、非正規を希望される先生には時給1,500円を支給できるように、経済面で保証する必要があると思います。待遇を改善して、幼稚園教諭、保育士の先生を早急に採用すべきです。

以上の観点から反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 賛成討論はございます。

これにて討論を終結します。よって、議案第6号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第7号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

平成28年度補正予算書43ページをお開きください。

平成28年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,542万7,000円を減額し、それぞれ39億5,004万6,000円とするものです。

事項別明細46、47ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項の国民健康保険税が決算見込みにより120万円の減。

3款1項国庫負担金5,610万8,000円の減。これは主に1目療養給付費等負担金の減によるものです。2項国庫補助金3,980万5,000円の増は、財政調整交付金の国への申請額によるものです。

4款療養給付費交付金722万5,000円の減。

5款前期高齢者交付金115万8,000円の増は、支払い基金からの決定通知額をもとに。

6款県支出金83万9,000円の増は、決算見込みによるものです。

8款1項1目一般会計繰入金は60万5,000円の増額。これは保険基盤安定繰入金の増額。財政安定化繰入金の減額によるもので、国への報告額及び県からの通知額によるものです。

10款諸収入1項延滞金加算金及び過料170万円の増。3項雑入499万9,000円の増です。

54、55ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費46万円の減。2項徴税費45万円の減。

2款1項療養諸費、次ページの2項高額療養費は、それぞれ一般被保険者分を減額し、同額を退職被保険者等分に増額しましたので、差し引き補正額はゼロ円となっております。

3款後期高齢者支援等106万4,000円の減。

4款前期高齢者納付金2万円の増。

6款介護納付金24万7,000円の減は、支払基金からの確定通知によるものです。

7款共同事業拠出金2,273万円の減は、国保連合会からの確定通知による減額です。

8款1項特定健康審査等事業費341万6,000円の減は、不用額を減額したものです。

9款1項償還金及び還付加算金1,292万円の増額は、療養給付費等国庫負担金の返還金で、国の確定通知による補正です。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 議案第8号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第8号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第8号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書62ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の予算総額からそれぞれ2,060万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億円とするものです。

事項別明細書 65、66 ページをお開きください。

歳入、1 款 1 項後期高齢者医療保険料 880 万円の増は、決算見込みによるものです。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 169 万 2,000 円の減額で、1 節事務費繰入金は赤字補填。2 節保険基盤安定繰入金は、広域連合からの確定通知によるものです。

4 款 1 項繰越金は 1,322 万 9,000 円の増額補正です。

5 款 2 項 1 目保険料還付金 21 万円の増は、1 月末時点での支出額によるもの。4 項 1 目雑入 5 万 6,000 円の増は、収納率向上対策として、未納者への催告通知用の封筒への補助金です。

69、70 ページをお開きください。

歳出、1 款 1 項総務管理費 21 万 6,000 円の減額は、不用となったシステム改修業務委託料を減額しております。2 項徴税費 30 万円の減は、納付書や封筒などの単価が下がったためです。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 2,206 万 9,000 円の増額は、歳入予算の補正に伴う補正です。

3 款 1 項 1 目保険料還付金 50 万円の減額は、決算見込みによるもの。

4 款予備費は、全額を減額しております。

文教厚生委員会全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 8 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 8 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第 8 号平成 28 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 7. 議案第 9 号

○議長（三角 良人） 日程第 7、議案第 9 号平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第 9 号平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書の 73 ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,615万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,624万円とする。

第2条、地方債の変更は、第2表による。

76ページでございます。

地方債補正1の変更は、限度額のみの変更です。

起債の目的、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額変更前3,390万円を、変更後2,540万円に。建設費の確定により850万円の減額。同じく、多々良川流域関連公共下水道分、限度額、変更前2億9,400万円が、変更後2億3,000万円に。工事料、水道補修費の減額及び落札残による6,400万円の減となっております。

77ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款分担金及び負担金、及び2款使用料及び手数料は、決算見込みによる増額。

5款繰入金は、収支調整のため減額となっております。

なお、8款町債は、地方債の変更による減額となっております。

続きまして、81ページ、歳出でございますが、1款総務費は、主に3目の下水道施設整備基金費の積み立てによる増額。

2款下水道事業費は、工事料の減、負担金の確定及び決算見込みによる減額となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第9号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第10号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第10号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第10号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。

補正予算書の85ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,647万3,000円とする。

88ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款、2款は決算見込みによる増額及び減額です。

3款繰入金は、収支調整のため減額となっております。

90ページ、歳出でございます。

2款農業集落排水事業費は、委託料の執行残による減額となっております。

以上、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第10号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第10号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第11号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第11号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の92ページでございます。

第2条の収益的収支と第3条の資本的収支は、実施計画内訳書にて説明いたします。

93ページをお願いします。

第4条、起債の目的、水道事業債、限度額、変更前8,810万円が、変更後7,190万円に。工事料の減及び落札残による1,620万円の減となっております。

94ページ、第2条の収益的収支の収入は2,000万円を追加し、合計は6億3,630万9,000円です。水道使用料、手数料の増額となっております。

支出は、704万5,000円を減額し、合計は5億7,488万5,000円で、執行残及び決算見込みによる減額となっております。

96ページ、第3条の資本的収支の収入は3,620万円を減額し、合計は1億1,600万円で、工事負担金の減と93ページのとおり企業債が減額となっております。

支出は3,000万円を減額し、合計は2億9,238万9,000円で、工事料の減及び落札残並びに委託料の執行残となっております。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1億7,638万9,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第11号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室にお集まりください。

次の本会議は、3月8日午前9時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前10時45分散会

---